

令和 6 年 度

公益財団法人 神戸市公園緑化協会事業概要

建設局

目 次

I 協会設立の趣旨	1
II 協会の概要	2
1 名称	2
2 所在地	2
3 設立年月日	2
4 基本財産	2
III 協会の機構・職員数	3
1 機構	3
2 評議員、役員	4
3 職員数	5
IV 定 款	6
V 令和5年度事業報告	16
1 事業の概要	16
2 損益計算書	21
3 正味財産増減計算書	22
4 貸借対照表	23
5 財産目録	24
6 収入明細書	25
7 支出明細書	26
VI 令和6年度事業計画	27
1 事業計画	27
2 経営改善の取組状況	32
3 予定損益計算書	33
4 収支予算書	34
5 予定貸借対照表	35
6 予定収入明細書	36
7 予定支出明細書	37
VII 令和5年度主要事業計画・実績比較表	38
VIII 主要事業の推移（令和3～5年度）	39
IX 財 務 状 況	40

I 協会設立の趣旨

当協会は、昭和38年7月1日に神戸市公園協会として発足し、昭和43年には財団法人として認可を受け、昭和57年には名称を財団法人 神戸市公園緑化協会と変更した。そして、緑化意識の啓発事業を積極的に推進し、本市と一体となって公園緑地事業の推進、公園の維持管理及び緑化意識の啓発等に取り組んできた。

一方、昭和31年に設立した神戸王子動物園協会は、動物園とともに市民にレクリエーションの場を提供し、また、社会教育活動を行うなど市民サービス向上も図ってきた。

両協会は、震災による本市の行財政改革の一環として、平成8年4月に統合し、組織機能の強化や事務の効率化を図った。

さらに、市民・事業者・行政をつなぐ役割を合わせもつことで、一層の市民サービスの向上を図っていくため、平成23年4月1日に、公益財団法人に移行している。

当協会は、公益事業の担い手として、都市緑化、公園緑地及び動物園に関する事業を通して、市民や行政との協働の理念による潤いと彩りあふれる市民生活の実現を推進し、市民に憩いと安らぎの場を提供することにより、市民の健康増進、余暇活用の促進及び教育文化の向上に寄与することを目的としている。

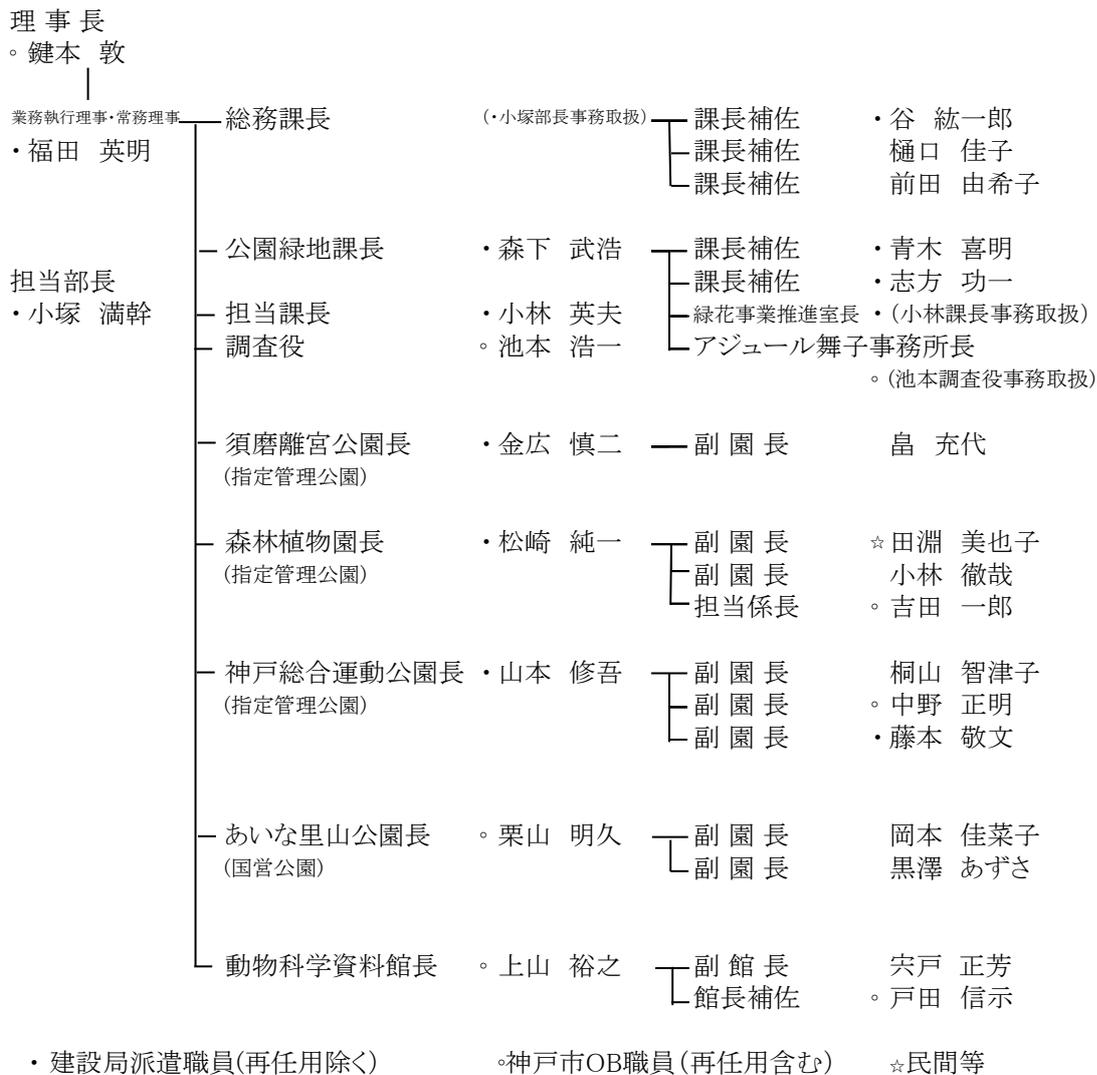
Ⅱ 協会の概要

- | | |
|-------------|--|
| 1 名 称 | 公益財団法人 神戸市公園緑化協会 |
| 2 所 在 地 | 神戸市須磨区緑台 |
| 3 設 立 年 月 日 | 昭和38年7月 1日 任意団体として発足
昭和43年4月20日 財団法人認可
昭和57年4月 1日 名称等一部変更
平成 8年4月 1日 (財)神戸王子動物園協会と統合
平成23年4月 1日 公益財団法人移行 |
| 4 基 本 財 産 | 2,400万円 (神戸市 50%出捐、自己資本 50%) |

III 協会の機構・職員数

1 機 構

令和6年7月1日現在



2 評議員、役員

令和6年7月1日現在

(1) 評議員

役職名	氏名	備考
評議員	井上 智津子	神戸市婦人団体協議会 理事
評議員	大塚 隆生	神戸商工会議所 地域政策部長
評議員	上 甫木 昭春	大阪府立大学 名誉教授
評議員	指 昭 博	神戸市外国語大学 名誉教授
評議員	鳥 居 聡	株式会社神戸商工貿易センター 代表取締役社長
評議員	中 村 留美	神戸法律事務所 弁護士
評議員	小 松 恵一	神戸市建設局長
評議員	箸 本 史朗	(株)神戸新聞社 メディアビジネス局長

(2) 理事、監事

役職名	氏名	備考
理事長	鍵 本 敦	
業務執行理事 ・常務理事	福 田 英 明	神戸市建設局部長
理事	梶 木 典 子	神戸女子大学家政学部 教授
理事	菅 文 博	オリックス野球クラブ株式会社 事業本部副本部長
理事	中 野 裕 行	一般社団法人日本旅行業協会関西事務局 事務局長
理事	東 真	一般社団法人神戸市造園協力会 代表理事
理事	深 町 加津枝	京都大学大学院地球環境学堂 准教授
監事	飯 塚 敏 勝	鳩合同会計事務所 代表社員税理士
監事	米 田 耕 士	多聞法律事務所 弁護士

3 職員数

令和6年7月1日現在(単位:人)

区 分	常勤役員	部長級	課長級 調査役 館所園長	係長級 副園長 副所長	事務職員 (係員)	技術職員 (係員)	嘱託 係員	業務職員 ・ 契約職員	計
総務課	2 (1)	1 (1)	— (-)	3 (1)	6 (-)	1 (-)	2	—	15 (3)
公園緑地課	— (-)	— (-)	3 (2)	2 (2)	3 (-)	5 (-)	5	23	41 (4)
須磨離宮公園	— (-)	— (-)	1 (1)	1 (-)	3 (-)	4 (-)	—	7	16 (1)
森林植物園	— (-)	— (-)	1 (1)	3 (-)	2 (-)	2 (-)	1	3	12 (1)
神戸総合運動公園	— (-)	— (-)	1 (1)	3 (1)	5 (-)	1 (-)	1	3	14 (2)
あいな里山公園	— (-)	— (-)	1 (-)	2 (-)	2 (-)	3 (-)	1	1	10 (-)
動物科学資料館	— (-)	— (-)	1 (-)	2 (-)	3 (-)	— (-)	—	4	10 (-)
合 計	2 (1)	1 (1)	8 (5)	16 (4)	24 (-)	16 (-)	10	41	118 (11)

()内は、市派遣職員で内数。再任用除く。嘱託係員には再任用含む。

IV 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人神戸市公園緑化協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、都市緑化、公園緑地及び動物園に関する事業を通して、市民や行政との協働の理念による潤いと彩りあふれる市民生活の実現を推進し、市民に憩いと安らぎの場を提供することにより、市民の健康増進、余暇活用の促進及び教育文化の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市民の緑化意識の高揚と緑化活動支援
- (2) 都市公園（動物園等の公園施設を含む）、自然公園、緑地等の保全と多様な利活用の促進
- (3) 動物に関する知識の普及と理解の増進
- (4) 前各号に関する附帯事業の経営
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 この法人の事業は神戸市を中心とした兵庫県内において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した

書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長（第 21 条に規定する理事長をいう。以下同じ。）が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第 8 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第 9 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成 19 年内閣府令第 68 号）第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 4 章 評議員

（評議員）

第 10 条 この法人に評議員 6 名以上 10 名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第 11 条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
 - (1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1

を超えないものであること。

- ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ウ 当該評議員の使用人
- エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- オ ウ又はエに掲げる者の配偶者
- カ イからエまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- ア 理事
- イ 使用人
- ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者または管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- エ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 理事会又は評議員会は、評議員候補者を評議員会に推薦することができる。

4 評議員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を評議員に説明しなければならない。

- (1) 当該候補者の経歴
- (2) 当該候補者を候補者とした理由
- (3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
- (4) 当該候補者の兼職状況

5 評議員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

6 前項の場合には、評議員会は次の事項も併せて決定しなければならない。

- (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

- (2) 当該候補者を1名又は2名以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員（2以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以上の評議員）につき2名以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 7 第5項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(任期)

- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

- 第13条 評議員に対して、各年度の総額が1,000,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給する。
- 2 評議員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

第5章 評議員会

(構成)

- 第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに評議員の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 理事及び監事並びに評議員の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第194条第1項の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席評議員のうち、その会議において選出された2名及び議長が前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員を設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事6名以上10名以内
 - (2) 監事3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、1名を副理事長とすることができる。

- 4 理事長及び副理事長以外の理事のうち、5名以内を業務執行理事とする。
- 5 業務執行理事のうち3名以内を常務理事とすることができる。
- 6 第2項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長は、理事長を補佐する。
- 3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員等の解任)

第26条 理事又は監事並びに評議員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

第7章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第35条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第36条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第37条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第38条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 補則

(委任)

第39条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を得て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
安藤嘉茂
木村榮一
杉山力子
高梨柳太郎
松浦 厚
安田義秀
吉田博宣
米田耕士
- 4 この法人の設立の登記の日に就任する理事は、次に掲げる者とする。
松本 明
石神晋一
松岡達郎
新谷瑞穂
佐々木繁
石川 理
楠比呂志
東 真
藤永大助
村山良雄
- 5 この法人の最初の理事長は松本 明、常務理事は石神晋一、業務執行理事は松岡達郎、新谷瑞穂とする。
- 6 この法人の設立の登記の日に就任する監事は、次に掲げる者とする。
中嶋 徹
飯塚敏勝

別表 基本財産（第 5 条関係）

財産種別	場所・物量等
投資有価証券	国債又は地方債 24,000,000 円

附 則

この定款は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成28年6月30日から施行する。

附 則

この定款は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この定款は、令和6年1月1日から施行する。

V 令和5年度事業報告

(事業区分)

公益目的事業：学術、技芸、慈善その他の公益に関する事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する事業

収益事業等：公益目的事業以外の事業で、公園利用者等の利便に供するための事業等

1. 事業の概要

(1) 公益目的事業

①市民の緑化意識の高揚と緑化活動支援事業

ア 花壇管理事業

(ア) 花壇管理

・花のプロムナード花壇（17 か所）、ふれあい花壇（9 か所）、スポンサー花壇（15 か所）

(イ) 市民花壇の花苗配布

・花苗の配布（年2回配布、市民花壇数：715か所）

イ 花の絵コンクール

・応募総数：2,656点、入賞（神戸市長賞等）：94点

ウ 花と緑の緑花相談

・相談件数

142件（1日平均約5.9件）

エ 花と緑の情報発信

(ア) 花の情報（ホームページ）

(イ) Living Nature Kobeの情報発信（ホームページ、SNS）

オ ボランティア人材育成事業

・「ガーデナーステップアップ講座」

全5回45人参加

カ 神戸みどりの夢基金事業

・神戸の緑に関する普及・啓発に寄与する調査・研究支援

10件

キ 六甲山もりづくり基金事業

・ホームページの運営、六甲山地の植物ガイドブックの販売等広報業務

・六甲山上の回遊性が高い「ブナの道」において、歩きやすい道づくりを継続

②利用者満足度を高める公園緑地のマネジメント事業

ア 一般公園等の多様な利活用の促進

(ア) 一般公園の維持管理 10公園 385ha

・大倉山公園、神戸青少年公園、ひよどりごえ森林公園、須磨浦公園、奥須磨公園
須磨寺公園、舞子東海浜緑地（アジュール舞子）、垂水健康公園、高塚公園、キーナの森

(イ) 運動施設の維持管理

・テニスコート5公園（16面）、野球場10公園（10面）、球技場4公園（4面）等の
維持管理、利用調整、使用料の徴収

(ウ) 公園の遊具等施設点検業務

・対象公園数 1,635公園 点検：年4回実施

イ 有料公園等の多様な利活用の促進

(ア) 須磨離宮公園

- a 公園の管理運営 共同事業者：一般社団法人神戸市造園協力会、山陽電気鉄道株式会社
- ・入園者数234,359人 目標値268,000人(令和4年度252,899人)
- b 実施した主なイベント
- ・春のバラ鑑賞会 (5月6日～6月4日) 46,155人
 - ・「離宮月見の宴」 (9月29日) 1,700人
 - ・「キッズダンスin離宮」 (10月14日) 1,849人
 - ・「SUMARIKYUルミエール」 (11月11日～12月10日、土日祝のみ点灯) 33,302人
- c ビジネスパートナーとの連携
- ・Rikyu Honeyの販売
 - ・神戸西須磨パークス1dayチケット、須磨海浜水族園との「共通入園券」の販売
- d 園地管理及び工事調整等
- ・「クラウドファンディング」資金による「バラの歴史と文化園」のリニューアル

(イ) 森林植物園

- a 植物園の管理運営
- ・入園者数185,451人 目標値210,000人(令和4年度 177,589人)
- b 森林展示館リニューアル
- 森林展示館2階にコンクリート柱を園内の伐採木を活用した木質化を行ったほか、『六甲山のなりたち』『六甲登山史』の常設展示についてリニューアルを実施。
- c 主なイベント
- ・「新緑 つつじ・しゃくなげ散策」(4月15日～5月14日) 14,486人
 - ・「森の中のあじさい散策」(6月10日～7月17日) 46,176人
 - ・「森林もみじ散策」(10月28日～12月3日) 58,970人
- d 集客増につなげる取り組み
- ・夜間の紅葉を演出する「紅葉のライトアップ」の実施
 - ・ツバキ園の新設、あじさい坂、さくら園の花木の補植

(ウ) 神戸総合運動公園

- a 運動競技施設等の管理運営
- ユニバー記念競技場、補助競技場、グリーンアリーナ神戸、球技場、テニスコート
- b その他公園施設の維持管理
- 野外ステージ、水のくに、自然のくに、冒険のくに、コスモスの丘、展望広場、駐車場、その他園地及び花木の管理
- c 主な大会・イベント
- 《陸上競技》
- 兵庫リレーカーニバル (4月22日、23日) 31,250人
- 《ラグビー》
- ジャパンラグビーリーグワン 3月16日：13,768人、3月24日：7,085人
- d アシックススポーツチャレンジ事業
- ・なわとび教室：60人、ランニング教室：83人
- e ボランティア団体等との協働によるイベント等
- ・コスモスの丘ボランティアの活動 20回 延べ404人
 - ・神戸総合運動公園の夏祭り (8月11日～13日) 2,516人

(エ) あいな里山公園（国営明石海峡公園神戸地区）の運営管理

- a 公園の運営管理 共同事業者：一般社団法人神戸市造園協力会
・入園者数42,546人 目標値39,000人（令和4年度入園者数48,994人）
- b 主なイベント（4大まつり）
・あいな里山春フェスタ（GWの里山を楽しもう：2,662人、田植えまつり：1,903人）
・あいな里山夏フェスタ（やまもまつり：673人）
・あいな里山秋フェスタ「あいなのおを楽しもう」（9月30日～10月9日） 2,794人
・あいな里山冬フェスタ（1月7日～9日） 1,415人
- c 市民参画団体及び近隣施設、大学等との連携
・神戸市内の小・中学校を中心に収穫や環境体験学習等の里山体験を提供
94校 6,551人（令和4年度 94校 6,787人）
- d 里山フレンズ（個人参加型ボランティア）の活動 60人登録
- e 集客増につなげる取り組み
・オーガニックフェスタ「BE KOBE ORGANIC DAY in あいな里山公園」の実施

(オ) 民間事業者と共同で行なう指定管理事業

- a 大原山公園・掖谷公園テニスコート及び駐車場（共同事業者：株式会社ITC）
・テニススクールの開催等の施設の活性化対策
・飾花等による連携による協働事業
- b 相楽園（共同事業者：一般社団法人神戸市造園協力会）
・入園者数 103,978人
・集客対策としてのイベント開催（菊の市民展示会の実施含む）
・景観向上を目的とした錦鯉の展開、エサやり体験の試行

③ 動物に関する知識の普及と理解の増進事業

王子動物園入園者数 787,412人（令和4年度837,696人）

ア 動物科学資料館管理運営業務

(ア) 主な展示

- ・特別展「ジャイアントパンダは今…」（令和4年7月31日～令和5年5月9日）
・「天津・神戸」友好都市50周年特別展（6月24日～8月15日、8月22日～11月5日）

(イ) 主なイベント

- ・ワークショップ 全5回 のべ145人
・クリスマスZOOコンサート～with葺合高校吹奏楽部～（12月23日） 322人

(ウ) 教育普及事業

- ・教育支援事業「動物教室」 (314件) 26,184人
・夏休み自由研究相談 (7月22日～8月8日) 51組

イ 動物園事業との連携

(ア) 動物園に関する広報・広告

- ・動物に関する刊行物「Habataki」の共同発行、新聞雑誌広告、動物の缶バッジ製作
・能登半島地震で被災した「のどじま臨海公園水族館」への募金を王子動物園と共同実施（募金箱を設置し、163,243円をJAZA経由で寄付）

④ 公益共通事業

- ア 有料公園等の利用者へのサービス向上と来園者数の増員
- ・旅行会社等（阪急交通社、読売旅行社、神戸新聞社）のツアー造成による集客 5,967人
（須磨離宮公園2,512人、森林植物園3,455人）
- イ 協会関連各公園や緑花に関する情報の発信（ホームページ等の運営）
- ・アクセス数 411,898件 協会トップページアクセス数 1日平均1,128件
 - ・テレビ、ラジオ、新聞、SNS等を利用した有料公園の広告や情報発信
- ウ 公園利用者への安全・安心の確保
- ・AED（自動体外式除細動器）の維持管理 28公園 38台

(2) 収益事業等

① 公園施設等附帯収益事業

ア 駐車場等の運営

(ア) 一般公園等

a 一般公園駐車場（10公園）	利用台数	351,242台（令和4年度 368,342台）
谷口公園駐車場	利用台数	15,769台（令和5年4月開始）

(イ) 有料公園等

a 須磨離宮公園附帯駐車場	利用台数	40,019台（令和4年度43,904台）
b 森林植物園附帯駐車場	利用台数	47,081台（令和4年度48,527台）
c 神戸総合運動公園附帯駐車場	利用台数	281,808台（令和4年度302,888台）
d あいな里山公園附帯駐車場	利用台数	12,480台（令和4年度12,986台）

イ 公園施設内の売店、レストラン、飲料水等自動販売機の運営

(ア) 一般公園等

a レストラン、売店

・レストラン	2店	諏訪山公園、東遊園地
・喫茶軽食	1店	須磨浦公園
・売店	2店	アジュール舞子（休止中） 元町滝公園（令和5年12月廃止）

・キッチンカー	2か所	アジュール舞子、須磨浦公園
・コンビニエンスストア	1店	神戸総合運動公園

b 飲料水等自動販売機 38台

キャッシュレス対応型14台、災害対応機種7台

c 市民農園 3か所（245区画）

八幡南、名谷、高倉台

d テニススクール 3か所

本多聞南公園、垂水健康公園、大和公園

(イ) 有料公園等

a 須磨離宮公園

- ・レストラン、キッチンカー、飲料水等自動販売機の運営
- ・蜂蜜、ハンドクリーム等の販売

b 森林植物園

- ・森のカフェ、売店、飲料水等自動販売機、あじさいの苗の販売等

c 神戸総合運動公園

- ・体育館、テニスコートでのスクール（室内テニススクール、新体操等）
- ・トレーニングセンターの運営
- ・レストラン、売店、キッチンカー、飲料水等自動販売機等

- ・アスリート応援パートナー事業（待機用ベンチの購入）
- d あいな里山公園（国営明石海峡公園神戸地区）
 - ・飲料水等自動販売機、臨時売店

②動物園収益事業

ア 動物園内の遊戯施設、売店、キッチンカー、飲料水等自動販売機の設置

（ア）売店	1店
（イ）飲料水等自動販売機	33台
（ウ）動物園事業部遊戯施設・ベビーカー	
・遊戯施設	18機種
・ベビーカーの貸与	141台
（エ）キッチンカー	3台

イ 動物園ユーカリ栽培

- ・ユーカリの栽培及び維持管理 8地区（鹿児島県肝属郡肝付町、愛媛県宇和島市、愛媛県愛南町、岡山3地区（玉野市、瀬戸内市2地区）、三重県伊賀市、神戸市）

2 令和5年度 損益計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位:円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
I 事業費用	2,067,708,779	I 事業収入	2,069,385,182
1 緑化啓発等事業費	46,067,069	1 緑化啓発等事業収入	3,207,070
2 公園施設等維持管理業務費	559,004,394	2 公園施設等維持管理業務収入	506,364,640
(1) 都市公園等維持管理業務費	467,788,450	(1) 都市公園等維持管理業務収入	433,399,639
一般公園維持管理業務費	224,733,535	一般公園維持管理業務収入	191,129,041
運動施設維持管理業務費	86,701,617	運動施設維持管理業務収入	85,141,545
花と緑のまち推進業務費	56,448,627	花と緑のまち推進業務収入	65,993,001
その他都市公園等維持管理業務費	99,904,671	その他都市公園等維持管理業務収入	91,136,052
(2) 公園施設等維持管理業務費	91,215,944	(2) 公園施設等維持管理業務収入	72,965,001
動物科学資料館管理運営等業務費	32,306,437	動物科学資料館管理運営等業務収入	17,159,000
動物園ユーカー栽培業務費	53,765,301	動物園ユーカー栽培業務収入	51,895,001
その他公園施設等維持管理業務費	5,144,206	その他公園施設等維持管理業務収入	3,911,000
3 指定管理者事業費	1,216,002,340	3 指定管理者事業収入	1,220,004,441
(1) 須磨離宮公園管理運営事業費	210,529,348	(1) 須磨離宮公園管理運営事業収入	193,069,582
(2) 森林植物園管理運営事業費	180,358,517	(2) 森林植物園管理運営事業収入	177,357,438
(3) 総合運動公園管理運営事業費	582,114,715	(3) 総合運動公園管理運営事業収入	606,325,114
(4) 大原山・掖谷公園テニスコート管理運営事業費	939,099	(4) 大原山・掖谷公園テニスコート管理運営事業収入	1,090,908
(5) 相楽園管理運営事業費	1,126,037	(5) 相楽園管理運営事業収入	350,000
(6) あいな里山公園管理運営事業費	240,934,624	(6) あいな里山公園管理運営事業収入	241,811,399
4 附帯事業費	243,794,731	4 附帯事業収入	339,015,106
(1) 公園等事業費	170,191,040	(1) 公園等事業収入	211,137,502
駐車場等事業費	114,563,284	駐車場等事業収入	133,623,677
レストラン等事業費	55,627,756	レストラン等事業収入	77,513,825
(2) 動物園事業費	73,603,691	(2) 動物園事業収入	127,877,604
5 一般管理費	2,840,245	5 一般管理費	793,925
II 事業外費用	—	II 事業外収入	—
合 計	2,067,708,779	合 計	2,069,385,182
※ 神戸市からの収入		税引前当期利益	1,676,403
(1) 補助金 - 千円		法人税等充当額	1,079,800
(2) 受託料 1,246,514千円		当期利益	596,603
		前期繰越一般正味財産	513,889,003
		当期一般正味財産期末残高	514,485,606

3 令和5年度 正味財産増減計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	合 計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	231,840	—	—	231,840
基本財産受取利息振替額	231,840	—	—	231,840
特定資産運用益	226,300	9,198	139,962	375,460
特定資産受取利息	—	9,198	9,281	18,479
特定資産受取利息振替額	226,300	—	130,681	356,981
事業収益	1,434,835,885	616,920,274	133,273	2,051,889,432
受託収益	1,408,665,331	70,924,604	—	1,479,589,935
販売収益	713,405	2,671,632	—	3,385,037
駐車場収益	—	265,198,167	—	265,198,167
使用料収益	1,088,863	35,508,697	133,273	36,730,833
広告収益	—	1,618,159	—	1,618,159
手数料収益	143,100	—	—	143,100
会費収益	54,454	—	—	54,454
トレセン収益	—	22,483,137	—	22,483,137
遊戯施設収益	—	21,069,672	—	21,069,672
その他事業収益	24,169,232	16,244,308	—	40,413,540
歩合収益	1,500	181,201,898	—	181,203,398
受取補助金等	—	—	641,500	641,500
受取国庫助成金	—	—	641,500	641,500
受取負担金	—	10,712,423	—	10,712,423
受取負担金	—	10,712,423	—	10,712,423
受取寄付金	4,515,444	—	—	4,515,444
受取寄付金	23,280	—	—	23,280
受取寄付金振替額(六甲山)	962,561	—	—	962,561
受取寄付金振替額(公益)	3,529,603	—	—	3,529,603
雑収益	708,308	28,850	4,049	741,207
受取利息	—	—	4,022	4,022
雑収益	708,308	28,850	27	737,185
経常収益計	1,440,517,777	627,670,745	918,784	2,069,107,306
(2) 経常費用				
事業費	1,594,504,976	467,961,401	—	2,062,466,377
管理費	—	—	2,840,245	2,840,245
経常費用計	1,594,504,976	467,961,401	2,840,245	2,065,306,622
調整前当期経常増減額	△153,987,199	159,709,344	△1,921,461	3,800,684
当期経常増減額	△153,987,199	159,709,344	△1,921,461	3,800,684
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
現金過剰金収益	—	1,380	—	1,380
雑収益	—	276,496	—	276,496
経常外収益計	—	277,876	—	277,876
(2) 経常外費用				
雑損失	2,241,963	160,192	—	2,402,155
固定資産除却損	1	1	—	2
経常外費用計	2,241,964	160,193	—	2,402,157
当期経常外増減額	△2,241,964	117,683	—	△2,124,281
他会計振替額	151,534,998	△153,456,459	1,921,461	—
法人税、住民税及び事業税	—	1,079,800	—	1,079,800
当期一般正味財産増減額	△4,694,165	5,290,768	—	596,603
一般正味財産期首残高	△13,427,114	362,243,801	165,072,316	513,889,003
一般正味財産期末残高	△18,121,279	367,534,569	165,072,316	514,485,606
II 指定正味財産増減の部				
指定受取寄付金	305,061	—	—	305,061
指定受取寄付金(六甲山)	209,860	—	—	209,860
指定受取寄付金(公益)	95,201	—	—	95,201
基本財産運用益	231,840	—	—	231,840
基本財産受取利息	231,840	—	—	231,840
特定資産運用益	226,300	—	130,681	356,981
特定資産受取利息	226,300	—	130,681	356,981
一般正味財産への振替額	△4,950,304	—	△130,681	△5,080,985
当期指定正味財産増減額	△4,187,103	—	—	△4,187,103
指定正味財産期首残高	91,160,120	—	65,812,753	156,972,873
指定正味財産期末残高	86,973,017	—	65,812,753	152,785,770
当期正味財産増減額	△8,881,268	5,290,768	—	△3,590,500
正味財産期首残高	77,733,006	362,243,801	230,885,069	670,861,876
III 正味財産期末残高	68,851,738	367,534,569	230,885,069	667,271,376

4 令和5年度 貸借対照表

令和6年3月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	431,057,197	未払費用	296,518,852
未収入金	162,409,611	前受金	7,646,689
売掛金	25,036,483	預り金	52,688,588
前払金	11,000	賞与引当金	43,678,000
立替金	2,254,648	納税充当金	1,079,800
商品	1,103,821	未納消費税	6,041,800
前払費用	6,193,248	1年以内返済リース負債	844,560
流動資産合計	628,066,008	流動負債合計	408,498,289
2. 固定資産		2. 固定負債	
(1) 基本財産		退職給付引当金	57,073,741
投資有価証券	24,000,000	預り保証金	31,910,000
基本財産合計	24,000,000	固定負債合計	88,983,741
(2) 特定資産		負債合計	497,482,030
退職給付引当資産	57,073,741		
経営安定準備資産	200,000,000		
神戸みどりの夢基金資産	113,852,466		
六甲山もりづくり基金資産	62,660,703		
特定資産合計	433,586,910	III 正味財産の部	
(3) その他固定資産		1. 指定正味財産	
建物	24,192,097	寄附金	152,785,770
構築物	2,324,769	指定正味財産合計	152,785,770
什器備品	17,718,750	(うち基本財産への充当額)	(24,000,000)
設備造作	7,321,464	(うち特定資産への充当額)	(128,785,770)
商標権	41,610	2. 一般正味財産	514,485,606
リース資産	782,000	(うち特定資産への充当額)	(247,727,399)
ソフトウェア	16,532,014	正味財産合計	667,271,376
電話加入権	173,234		
投資有価証券	10,014,550		
その他固定資産合計	79,100,488		
固定資産合計	536,687,398		
資産合計	1,164,753,406	負債及び正味財産合計	1,164,753,406

5 財産目録

令和6年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金預金		未払金	
現金手許有高	25,073,449	神戸市他に対する未払額	296,518,852
普通預金三井住友銀行他	405,983,748	前受金	
未収入金		市民農園使用料他	7,646,689
神戸市に対する未収額他	162,409,611	預り金	
売掛金		社会保険料他	52,688,588
委託レストラン、自販機他	25,036,483	賞与引当金	
前払金		職員に対するもの	43,678,000
翌事業年度事業に係る前払金	11,000	納税充当金	
立替金		国税庁に対する未払額他	1,079,800
使用料還付金原資	2,254,648	未払消費税	6,041,800
商 品		1年以内返済リース負債	
絵葉書、小冊子他	1,103,821	のりもの発券機	844,560
前払費用		流動負債合計	408,498,289
翌事業年度事業に係る前払金	6,193,248	固定負債	
流動資産合計	628,066,008	退職給付引当金	57,073,741
固定資産		預り保証金	31,910,000
基本財産		固定負債合計	88,983,741
投資有価証券	24,000,000		
基本財産合計	24,000,000		
特定資産			
退職給付引当資産			
普通預金			
三井住友銀行北須磨支店	57,073,741		
経営安定準備資産			
普通預金			
三井住友銀行北須磨支店	169,970,899		
定期預金			
三井住友銀行北須磨支店	10,000,000		
有価証券			
福島県公募公債平成28年度第1回	20,029,101		
神戸みどりの夢基金資産			
土地			
神戸市垂水区五色山	16,102,800		
普通預金			
三井住友銀行北須磨支店	44,781,790		
投資有価証券			
令和5年度兵庫県市町共同公募債	10,000,000		
神戸市令和4年度こうべSDGs市民債	30,000,000		
三重県平成27年度第1回公募公債	12,967,876		
六甲山もりづくり基金資産			
普通預金			
三井住友銀行北須磨支店他	6,660,703		
投資有価証券			
兵庫県第44回20年公募公債	6,000,000		
神戸市令和4年度こうべSDGs市民債	20,000,000		
令和5年度兵庫県市町共同公募債	30,000,000		
特定資産合計	433,586,910		
その他固定資産			
建 物			
須磨浦駐車場他	24,192,097		
構築物			
森林植物園長谷池売店ウッドデッキ他	2,324,769		
什 器 備 品			
駐車場精算機他	17,718,750		
設備造作			
こども自動車他	7,321,464		
商標権			
須磨離宮公園 「茜離宮」	41,610		
リース資産			
のりもの発券機他	782,000		
ソフトウェア			
勤怠システムソフト資産他	16,532,014		
電話加入権	173,234		
投資有価証券			
福島県公募公債平成28年度第1回	10,014,550		
その他固定資産合計	79,100,488		
固定資産合計	536,687,398	負債合計	497,482,030
資 産 合 計	1,164,753,406	正 味 財 産	667,271,376

6 令和5年度決算 収入明細書(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

(単位:千円)

科 目	収 入	内 訳			
		受託収入	補助金収入	事業収入	その他収入
I 事業収入	2,069,385	1,479,590	642	572,299	16,854
1 緑化啓発等事業収入	3,207	412	—	1,240	1,555
2 公園施設等維持管理業務収入	506,365	505,312	—	753	300
(1) 都市公園等維持管理業務収入	433,400	432,347	—	753	300
一般公園維持管理業務収入	191,129	190,575	—	344	210
運動施設維持管理業務収入	85,142	84,810	—	332	—
花と緑のまち推進業務収入	65,993	65,993	—	—	—
その他都市公園等維持管理業務収入	91,136	90,969	—	77	90
(2) 公園施設等維持管理業務収入	72,965	72,965	—	—	—
動物科学資料館管理運営業務収入	17,159	17,159	—	—	—
動物園ユーカリ栽培業務収入	51,895	51,895	—	—	—
その他公園施設等維持管理業務収入	3,911	3,911	—	—	—
3 指定管理者等事業収入	1,220,004	972,966	—	242,869	4,169
(1) 須磨離宮公園管理運営事業収入	193,070	153,700	—	35,786	3,583
(2) 森林植物園管理運営事業収入	177,357	147,737	—	29,398	223
(3) 総合運動公園管理運営事業収入	606,325	432,411	—	173,649	265
(4) 大原山・掖谷公園テニスコート管理運営事業収入	1,091	1,091	—	—	—
(5) 相楽園管理運営事業収入	350	350	—	—	—
(6) あいな里山公園管理運営収入	241,811	237,677	—	4,035	99
4 附帯事業収入	339,015	900	—	327,305	10,810
(1) 公園等事業収入	211,138	900	—	200,122	10,116
駐車場等事業収入	133,624	—	—	131,714	1,910
レストラン等事業収入	77,514	900	—	68,408	8,206
(2) 動物園事業収入	127,878	—	—	127,183	695
5 一般管理費	794	—	642	133	19
II 事業外収入	—	—	—	—	—
合 計	2,069,385	1,479,590	642	572,299	16,854

※端数処理により合計が一致しない場合があります。

7 令和5年度 支出明細書(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

(単位:千円)

事業別 性質別	合 計	内 訳			
		人 件 費	物 件 費	減価償却費	一般管理費
公 園 施 設 等 管 理 運 営 事 業 費 等	1,821,074	530,668	1,160,672	1,952	127,782
附 帯 事 業 費	243,795	54,147	165,792	7,280	16,576
一 般 管 理 費	2,840	0	0	0	2,840
事 業 外 費 用	0	0	0	0	0
合 計	2,067,709	584,815	1,326,464	9,232	147,197

※端数処理により合計が一致しない場合があります。

VI 令和6年度事業計画

1. 事業計画

(1) 公益目的事業

①市民の緑化意識の高揚と緑化活動支援事業

ア 花壇管理事業

- ・フラワーロードをはじめとする市街地の花壇管理
- ・市民花壇の花苗配布

イ 緑花啓発に関する事業

- ・日本郵政株式会社の協賛を受けた花の絵コンクールの実施
- ・花と緑の緑花相談

ウ 花と緑の情報発信

- ・ホームページや各種広報媒体の活用による情報発信

エ ボランティア人材育成事業

- ・市民ボランティア活動に対する支援
- ・緑花リーダー育成講習会の実施

オ Living Nature Kobe の実践

- ・管理花壇への宿根草の継続導入、アニバーサリー飾花によるフラワーインスタレーションの実践
- ・SNSによる情報発信、講習会の開催

カ 神戸みどりの夢基金事業の実施

- ・神戸の緑に関する普及・啓発に寄与する調査・研究支援

キ 六甲山もりづくり基金事業の実施

- ・寄附金募集および六甲山の森づくりの広報PR活動、森の手入れ
- ・「kobe もりの木プロジェクト」による発生材等の“森の恵み”の活用の検討

②利用者満足度を高める公園緑地のマネジメント事業

ア 一般公園等の多様な利活用の促進

(ア) 一般公園の維持管理 10公園

大倉山公園、神戸青少年公園、ひよどりごえ森林公園、須磨浦公園、奥須磨公園、須磨寺公園、アジュール舞子、垂水健康公園、高塚公園、キーナの森

(イ) 運動施設の維持管理

テニスコート5公園、野球場10公園、球技場4公園等の維持管理、利用受付、使用料徴収

(ウ) 公園の施設点検 1,649公園点検：年4回実施

イ 有料公園等の多様な利活用の促進

(ア) 須磨離宮公園

- a 指定管理者事業計画の着実な実行

- ・年間入園者数目標 26.8万人
 - ・一般社団法人神戸市造園協力会及び山陽電気鉄道株式会社との共同事業体
- b 豊富な公園資源の充実、活用による魅力の発信
- ・王侯貴族のバラ園、バラの歴史と文化園、世界殿堂入りバラ園等の計画的な更新や、オリジナルローズ「茜離宮」の活用によるバラのアピール力強化
 - ・梅園、花しょうぶ園、ぼたん園、あじさい園等の充実と、花のリレーとしての年間を通じた魅力の発信
- c 四季折々に潤いと憩いを提供するイベントの実施
- ・「月見の宴」や「キッズダンス in 離宮」、「Rikyu ライヴ」等多彩なイベントの開催
 - ・「ちゃぷちゃぷプール」等の子ども・ファミリー向けイベントの開催
- d 民間事業者との連携
- ・養蜂事業者との連携による園内産ハチミツの生産・販売
 - ・周辺観光施設との連携促進による西須磨エリアの活性化
 - ・山陽電鉄との連携による乗車券と入園券のセット販売（西須磨パークス1Dayチケット）
- e 集客増につなげる効果的なマーケティング施策
- ・季節（春バラ、夏休み、紅葉）やイベント（夕涼み、キャンドルナイト、Suma Rikyu ルミエール）に合わせた開園時間延長による来園者誘致
 - ・子ども、ファミリー向けイベントの充実やPRの強化
 - ・旅行会社との提携による団体利用者の誘致促進
 - ・繁忙期の渋滞解消につながる駐車場料金徴収の機械化等駐車場改良に向けた検討
- (イ) 森林植物園
- a 指定管理者事業計画の着実な実行
- ・年間入園者数目標 21万人
- b 公園資源の充実、活用による魅力発信と環境学習の場の提供
- ・さくら・つつじ・しゃくなげ、あじさい、紅葉等の計画的な更新、維持管理
 - ・学校等の環境学習の場、植物・生物等自然観察会による環境学習の場の提供
- c 森林植物園三大イベント等の実施
- ・森のさくら・つつじ・しゃくなげ散策、森のあじさい散策、森のもみじ散策の開催
 - ・震災体験継承理念に伴うとんどやきの地域共催
- d 民間事業者及び近隣住民等との協働による園活性化事業
- ・弓削牧場、神戸三田プレミアム・アウトレット、フェリシモ等、イベントや広報での連携
- e 集客増につなげる効果的なマーケティング施策
- ・旅行会社との提携による団体利用者の誘致促進
 - ・六甲山関係施設との連携による相互利用や回遊性の促進
 - ・渋滞解消、歩行者の安全確保を目的とした駐車場の改修実施
 - ・六甲山における多様なアクティビティ実現に向けたマウンテンバイクコース整備の協力
- (ウ) 神戸総合運動公園
- a 指定管理者事業計画の着実な実行

- ・年間使用料収入目標 122 百万円
- ・美津濃株式会社、特定非営利活動法人神戸アスリートタウンクラブ、株式会社ダンロップスポーツウェルネス、一般社団法人神戸住環境整備公社、グリーンシステム株式会社、アシックススポーツファシリティーズ株式会社の協力を得た運営体制
- b スポーツ施設や園地を活用したスポーツイベントプログラムの提供
 - ・アシックススポーツチャレンジ なわとび教室、ランニング教室等
- c 主催・共催イベントの開催
 - ・コスモスまつり、菜の花まつり、UNIVER 祭、神戸スポーツパークフェスタ等
 - ・協力企業と連携したイベントの開催（ベビーマッサージ、親子体操教室等）
 - ・公園カフェ実施等による民間事業者との連携による駅前広場の活性化
- d 様々なコミュニケーションツールを活用した広報・PR の実施
- e 運動施設及びその他公園施設の管理運営
- f 公園を拠点とした市民スポーツ振興と健康増進、スポーツ大会の誘致
- g コスモス、菜の花及び花壇の充実と自然林の保全
- h 市民、ボランティア団体、学校等との協働事業
 - ・コスモスの丘市民ボランティア、ガーデニング倶楽部、里山倶楽部緑台への支援
 - ・神戸市外国語大学、神戸市看護大学、兵庫県立大学等、園主催イベントへの出展
- i 神戸 2024 世界パラ陸上競技選手権大会の開催協力
 - ・横断幕・ポスター等の広報協力やおもてなし装飾及び園内の特別清掃の実施
 - ・補助競技場の照明の LED 化による施設の充実
- (エ) あいな里山公園（国営明石海峡公園神戸地区）の運営管理
 - a 業務計画の着実な実行
 - ・主に当協会が業務全体のマネジメント及び企画立案、施設設備維持管理を担当し、園内の植物管理は、共同管理運営事業者である一般社団法人神戸市造園協力が担当
 - ・年間入園者数目標 38,500 人
 - b 主要イベント（4 大まつり）の実施
 - c 小中学校を中心とした環境体験学習の場としてのプログラムの実施
 - d 集客増につながる効果的なマーケティング施策
 - ・大阪関西万博に関連する「ひょうごフィールドパビリオン」を通じて、広域圏やインバウンド向け広報を実施
 - ・利用者サービスの充実を目指した物販等の拡大
- (オ) その他指定管理事業
 - a 民間事業者との共同による指定管理事業の着実な実行
 - ・相楽園 共同事業者：一般社団法人神戸市造園協力が
 - ・大原山公園・掖谷公園テニスコート及び駐車場 共同事業者：株式会社 ITC
 - b 相楽園における利用活性化

③動物に関する知識の普及と理解の増進事業

ア 動物に関する知識の普及と理解の増進事業

(ア) 特別展の開催

動物の話題や環境学習をテーマに企画、開催

(イ) 教育普及事業

a イベントの開催

「動物ミニ教室」、「夏休み自由研究相談」、「夏休み動物足型教室」、「講演会」等

b 教育支援事業

・小学校や児童館、幼稚園等の団体向けの「動物教室」を実施

(ウ) 動物資料の収集、整理、保管

イ その他

(ア) 動物科学資料館及び動物園ホールの運営管理

(イ) 動物に関する刊行物「Habataki」の共同発行等の広報

④公益共通事業

ア 有料公園等の利用者へのサービス向上と来園者数の増員対策

- ・旅行会社に各園の魅力をPRし、旅行商品化を働きかける
- ・地域及び民間企業との連携によるイベント企画
- ・外国人向け入園チケットの準備や神戸観光局等との連携によるインバウンド対策の継続

イ 協会関連各公園や緑花に関する情報の発信

- ・各園ホームページやSNS充実による広報の強化及び集客の促進
- ・神戸市の子育てサイト「こどもっとKOBE」等の子どもとお出かけ情報サイトや神戸公式観光サイト「Feel KOBE」等Web広報の積極的な活用による情報発信

ウ 公園利用者への安全・安心の確保

- ・AED（自動体外式除細動器）の管理 既設 28 公園 38 台

(2) 収益事業等

①公園施設等附帯収益事業

ア 駐車場等の運営

(ア) 一般公園等

a 駐車場

・常設駐車場（11 公園、708 台）、臨時駐車場（垂水健康公園：48 台）

(イ) 有料公園等

a 須磨離宮公園附帯駐車場（常設 294 台）

b 森林植物園附帯駐車場（常設 700 台、臨時 500 台）

c 神戸総合運動公園附帯駐車場（常設 1,595 台、臨時 1,825 台（バス駐車場 15 台含む）

d あいな里山公園附帯駐車場（常設 102 台、臨時 450 台）

イ 公園施設内の売店、レストラン、飲料水等自動販売機の運営

(ア) 一般公園等

a レストラン（諏訪山公園、東遊園地） 2 店

b 軽食喫茶（須磨浦公園） 1 店

c 売店（アジュール舞子） 1 店 ※閉鎖中、キッチンカー出店（海水浴期間中）

d 飲料水等自動販売機 39 台（キャッシュレス対応型 14 台、災害対応機種 7 台）

e コンビニエンスストア（神戸総合運動公園） 1 店

(イ) 有料公園等

a 須磨離宮公園

- ・ レストラン、飲料水等自動販売機（15 台）の運営
- ・ オリジナル商品（蜂蜜、ハンドクリーム・ほしようかん等）の販売

b 森林植物園

- ・ 軽食喫茶での地産地消メニューの提供、売店、臨時売店、飲料水等自動販売機（7 台）

c 神戸総合運動公園

- ・ 体育館、補助競技場、テニスコートでのスクール
- ・ トレーニングセンターの運営
- ・ レストラン、売店、飲料水等自動販売機（43 台）等

d あいな里山公園（国営明石海峡公園神戸地区）

- ・ 飲料水等自動販売機（5 台）、臨時売店

(ウ) 市民農園（八幡南、名谷、高倉台） 3 箇所（245 区画）

(エ) テニススクール（本多聞南公園、垂水健康公園、大和公園）

ウ その他

施設等の更なる充実を図るための「神戸総合運動公園ユニバー記念競技場アスリート応援パートナー事業」として、ユニバー記念競技場への広告協賛を継続及び新規の獲得

②動物園収益事業

ア 動物園内の遊戯施設、売店、キッチンカー等、自動販売機の設置

(ア) キッチンカー等 3 台

(イ) 売店 1 店

(ウ) 動物園内遊戯施設

- ・ 遊戯施設 18 機種

(エ) ベビーカーの貸出 135 台

(オ) コインロッカー 52 台

(カ) 飲料水等自動販売機 33 台

イ ユーカリ栽培業務

- ・ 動物園のコアラ飼育のためのユーカリ栽培及び維持管理 8 地区

（鹿児島県肝属郡肝付町、愛媛県宇和島市、愛媛県南宇和郡愛南町、岡山県 3 地区（瀬戸内市 2 地区、玉野市）、三重県伊賀市、神戸市）

2 経営改善の取組状況

当協会は「公益の担い手」として、本市と連携しながら公園緑地事業の推進及び公園の維持管理を通じ、心身共に健康で豊かな暮らしを支え、魅力あふれるまちづくり、教育の向上に努めてきた。また、指定管理者制度への移行をはじめとする本市の行政方針の見直しに伴い、組織、人員の見直しや業務の改善などによる管理運営の効率化を図ってきた。

引き続き、潤いと彩りあふれる市民生活の実現のため、本市からのミッション及び社会情勢の変化に合わせて、経費節減や組織職員体制の効率化、事務事業の抜本的見直しなど前例にとられない取組を行う。

[これまでに行ってきた主な経営改善策]

(1) 第6次中期経営計画の実施（令和3年度から5年度まで）

第6次計画に基づき、本部経費の削減、自主財源の確保など、一層の経営努力を行うとともに、職員の意識改革を図り、効率的な事務執行と市民サービスレベルの維持・向上の両立に努めた。

(2) 第7次中期経営計画の策定（令和6年度から8年度まで）

本市とも連携を図りながら費用の抑制に努めるだけでなく、限られた人員と予算の中で重点的に取り組む事業を絞り込むとともに、新たな収益源を確保することにより、公益の増進に努め、収支の均衡を実現するよう、第7次計画を策定した。

(3) 組織、人員の見直し

本市派遣職員の削減を進めるとともに、事業量に応じた職員数の適正化に努めた。

(職員数は各年7月1日現在。再任用を含む)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度予算
事業費（百万円）	2,336	2,066	2,152	2,113	2,068	2,075
職員数（人）	146	131	128	125	122	118
うち本市派遣（人）	22	20	18	14	13	11

※「市派遣」は、市派遣職員数で、再任用を除く

[令和6年度における経営改善策]

(1) 本市から提示されたミッション並びに第7次中期経営計画の取組

本市から提示されたミッションを踏まえて策定した経営改革プラン並びに第7次中期経営計画を着実に進めるために、本市派遣職員の削減など組織のスリム化を図るとともに、収入増対策にも努め、経営理念の実現のために協会の自立的な運営を目指す。

(2) 公益財団法人としての取組

- ① 公益増進の重要な担い手として、公益事業の重点を絞り込む。
- ② 公益事業を実施する財源の安定確保のため、民間事業者との連携など収益事業の拡充に努める。

3 令和6年度 予定損益計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位:円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
I 事業費用	2,075,192,000	I 事業収入	2,075,510,000
1 緑化啓発等事業費	48,827,000	1 緑化啓発等事業収入	3,094,000
2 公園施設等維持管理業務費	551,833,000	2 公園施設等維持管理業務収入	487,596,000
(1) 都市公園等維持管理業務費	449,583,000	(1) 都市公園等維持管理業務収入	410,947,000
一般公園維持管理業務費	260,984,000	一般公園維持管理業務収入	235,485,000
運動施設維持管理業務費	90,020,000	運動施設維持管理業務収入	84,993,000
花と緑のまち推進業務費	61,320,000	花と緑のまち推進業務収入	64,629,000
その他都市公園等維持管理業務費	37,259,000	その他都市公園等維持管理業務収入	25,840,000
(2) その他公園施設等維持管理業務費	102,250,000	(2) その他公園施設等維持管理業務収入	76,649,000
動物科学資料館管理運営業務費	39,816,000	動物科学資料館管理運営業務収入	17,159,000
動物園ユウカリ栽培業務費	57,529,000	動物園ユウカリ栽培業務収入	55,579,000
その他公園施設等維持管理業務費	4,905,000	その他公園施設等維持管理業務収入	3,911,000
3 指定管理者等事業費	1,203,605,000	3 指定管理者等事業収入	1,208,661,000
(1) 須磨離宮公園管理運営事業費	197,187,000	(1) 須磨離宮公園管理運営事業収入	193,075,000
(2) 森林植物園管理運営事業費	174,892,000	(2) 森林植物園管理運営事業収入	172,752,000
(3) 総合運動公園管理運営事業費	598,810,000	(3) 総合運動公園管理運営事業収入	608,905,000
(4) 大原山・掖谷公園テニスコート管理運営事業費	1,005,000	(4) 大原山・掖谷公園テニスコート管理運営事業収入	1,091,000
(5) 相楽園管理運営事業費	1,121,000	(5) 相楽園管理運営事業収入	350,000
(6) あいな里山公園管理運営事業費	230,590,000	(6) あいな里山公園管理運営収入	232,488,000
4 附帯事業費	267,756,000	4 附帯事業収入	375,788,000
(1) 公園等事業費	197,761,000	(1) 公園等事業収入	249,953,000
駐車場等事業費	145,547,000	駐車場等事業収入	155,357,000
レストラン等事業費	52,214,000	レストラン等事業収入	94,596,000
(2) 動物園事業費	69,995,000	(2) 動物園事業収入	125,835,000
5 一般管理費	3,171,000	5 一般管理費	371,000
II 事業外費用	—	II 事業外収入	—
合 計	2,075,192,000	合 計	2,075,510,000
		税引前当期利益	318,000
		法人税等充当額	222,000
		当期利益	96,000

※ 神戸市からの収入

(1) 補助金 -千円

(2) 受託料 1,217,137千円

4 令和6年度 収支予算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	公益目的 事業会計	収益事業等 会計	法人会計	内部取引 消去	合 計
I 一般正味財産の部					
1 経常増減の部					
(1) 経常収益					
①基本財産運用収益	232	0	0	0	232
②特定資産運用収益	218	5	146	0	369
③事業収益	1,405,488	662,341	132	0	2,067,961
④受取補助金等	0	0	230	0	230
⑤受取負担金	0	5,385	0	0	5,385
⑥受取寄附金	1,330	0	0	0	1,330
⑦雑収益	0	0	3	0	3
経常収益計	1,407,268	667,731	511	0	2,075,510
(2) 経常費用					
①事業費	1,570,070	501,951	0	0	2,072,021
②管理費	0	0	3,171	0	3,171
経常費用計	1,570,070	501,951	3,171	0	2,075,192
当期経常増減額	-162,802	165,780	-2,660	0	318
2 経常外増減の部					
(1) 経常外収益	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0
他会計振替	162,802	-165,462	2,660	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	0	318	0	0	318
法人税、住民税及び事業税	0	222	0	0	222
当期一般正味財産増減額	0	96	0	0	96

5 令和6年度 予定貸借対照表

令和7年3月31日現在

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 ・ 正 味 財 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	1,122,142	(負債の部)	455,708
流動資産	591,177	流動負債	364,709
現金・預金	347,699	未払費用	243,850
売掛金	73,405	未納消費税	10,552
未収入金	165,691	預り金	60,676
立替金	41	前受金	5,922
前払費用	3,136	納税充当金	222
商品	1,205	賞与引当金	43,487
固定資産	530,965	固定負債	90,999
基本財産	24,000	預り保証金	31,910
投資有価証券	24,000	退職給付引当金	59,089
特定資産	435,972		
退職給付積立金	59,089		
現金・預金	59,089		
経営安定積立金	200,000		
現金・預金	169,960		
定期預金	10,000		
投資有価証券	20,040	(正味財産の部)	666,434
神戸みどりの夢基金	115,620	指定正味財産	151,943
現金・預金	46,493	〔内 基本財産への充当額〕	24,000
投資有価証券	53,024	〔内 特定資産への充当額〕	127,943
土地	16,103		
六甲山もりづくり基金	61,263	一般正味財産	514,491
現金・預金	5,263	〔内 特定資産への充当額〕	248,940
投資有価証券	56,000		
その他固定資産	70,993		
建物	22,757		
構築物	2,054		
什器備品	16,932		
設備造作	8,606		
商標権	31		
ソフトウェア	10,420		
電話加入権	173		
投資有価証券	10,020		
合 計	1,122,142	合 計	1,122,142

6 令和6年度 予定収入明細書(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

(単位:千円)

科 目	収 入	内 訳			
		受託収入	補助金収入	事業収入	その他収入
I 事業収入	2,075,510	1,447,981	230	619,980	7,319
1 緑化啓発等事業収入	3,094	273	—	896	1,925
2 公園施設等維持管理業務収入	487,596	486,883	—	713	—
(1) 都市公園等維持管理業務収入	410,947	410,234	—	713	—
一般公園維持管理業務収入	235,485	235,121	—	364	—
運動施設維持管理業務収入	84,993	84,720	—	273	—
花と緑のまち推進業務収入	64,629	64,629	—	—	—
その他都市公園等維持管理業務収入	25,840	25,764	—	76	—
(2) 公園施設等維持管理業務収入	76,649	76,649	—	—	—
動物科学資料館管理運営業務収入	17,159	17,159	—	—	—
動物園ユーカー栽培業務収入	55,579	55,579	—	—	—
その他公園施設等維持管理業務収入	3,911	3,911	—	—	—
3 指定管理者事業収入	1,208,661	954,461	—	254,055	145
(1) 須磨離宮公園管理運営事業収入	193,075	150,985	—	42,090	—
(2) 森林植物園管理運営事業収入	172,752	141,127	—	31,480	145
(3) 総合運動公園管理運営事業収入	608,905	432,265	—	176,640	—
(4) 大原山・掖谷公園テニスコート管理運営事業収入	1,091	1,091	—	—	—
(5) 相楽園管理運営事業収入	350	350	—	—	—
(6) あいな里山公園管理運営収入	232,488	228,643	—	3,845	—
4 附帯事業収入	375,788	6,364	—	364,184	5,240
(1) 公園等事業収入	249,953	6,364	—	239,347	4,242
駐車場等事業収入	155,357	—	—	155,357	—
レストラン等事業収入	94,596	6,364	—	83,990	4,242
(2) 動物園事業収入	125,835	—	—	124,837	998
5 一般管理費	371	—	230	132	9
II 事業外収入	—	—	—	—	—
合 計	2,075,510	1,447,981	230	619,980	7,319

7 令和6年度 予定支出明細書(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

(単位:千円)

事業別 性質別	合 計	内 訳			
		人 件 費	物 件 費	減価償却費	一般管理費
公 園 施 設 等 管理運営事業費等	1,804,265	552,204	1,132,778	1,133	118,150
附 帯 事 業 費	267,756	54,455	187,165	7,117	19,019
一 般 管 理 費	3,171	—	—	—	3,171
事 業 外 費 用	—	—	—	—	—
合 計	2,075,192	606,659	1,319,943	8,250	140,340

Ⅶ 令和5年度主要事業計画・実績比較表

事業名	区分	事業計画	実績	増△減	備考
緑化啓発等事業					
緑花リーダー養成講座	開催回数	5回	5回	-	令和4年度より自主事業
公園施設等維持管理業務					
一般公園の維持管理	公園数	10公園	10公園	-	
運動施設の維持管理					
テニスコート	施設数	16面	16面	-	
野球場	施設数	10面	10面	-	
球技場	施設数	4面	4面	-	
花壇管理					
花のプロムナード花壇	箇所数	17箇所	17箇所	-	
ふれあい花壇	箇所数	9箇所	9箇所	-	
都市公園の施設点検	公園数 ×回数	1,635公園 ×4回	1,635公園 ×4回	-	
指定管理者等事業					
須磨離宮公園	入園者数	268,000人	234,359人	△ 33,641人	休園期間：1月18日～1月26日（9日間）
森林植物園	入園者数	210,000人	185,451人	△ 24,549人	
総合運動公園（施設全体）	使用料収入	122,000千円	114,406千円	△ 7,594千円	
ユニバー記念競技場	使用料収入	30,800千円	18,984千円	△ 11,816千円	世界パラ陸上改修工事：8月～3月中旬
グリーンアリーナ神戸	使用料収入	59,000千円	61,309千円	2,309千円	
テニスコート	使用料収入	29,500千円	31,134千円	1,634千円	
国営明石海峡公園 神戸地区（あいな里山公園）	入園者数	36,700人	42,546人	5,846人	※2期目目標値4-12月32,300人、3期目目標値2-3月4,400人 1月は設定なしの為計画より省く
附帯事業					
駐車場の経営					
須磨浦公園	料金収入	25,850千円	23,195千円	△ 2,655千円	※谷口駐車場除く

VIII 主要事業の推移(令和3年度～令和5年度)

事業名	区分	令和3年度	令和4年度		令和5年度		備考
				前年度比		前年度比	
緑化啓発等事業							
緑花リーダー養成講座	開催回数	10回(単発)	5回(連続)	50.0%	5回(単発)	100.0%	令和4年度より自主事業
公園施設等維持管理業務							
一般公園の維持管理	公園数	10公園	10公園	100.0%	10公園	100.0%	令和3年度から海浜公園減
運動施設の維持管理							
テニスコート	施設数	16面	16面	100.0%	16面	100.0%	令和3年度から海浜公園減
野球場	施設数	11面	10面	90.9%	10面	100.0%	
球技場	施設数	4面	4面	100.0%	4面	100.0%	令和3年度から海浜公園減
花壇管理							
花のプロムナード花壇	箇所数	18箇所	17箇所	94.4%	17箇所	100.0%	
ふれあい花壇	箇所数	10箇所	10箇所	100.0%	9箇所	90.0%	
フラワーほっと花壇	箇所数	5箇所	1箇所	20.0%	0箇所	0.0%	
都市公園の施設点検	公園数 ×回数	1,635公園 ×4回	1,637公園 ×4回	100.1%	1,635公園 ×4回	99.9%	
指定管理者等事業							
須磨離宮公園	入園者数	226,917人	252,899人	111.5%	234,359人	92.7%	令和3年度 休園期間：4/25～5/11(17日間)
森林植物園	入園者数	195,587人	177,589人	90.8%	185,451人	104.4%	令和3年度 休園期間：4/25～5/11(17日間)
総合運動公園							
ユニバー記念競技場	利用率	40.9%	48.9%	8.0P	37.0%	△11.9P	世界バラ陸上改修工事：8月～3月中旬
グリーンアリーナ神戸	利用率	71.2%	76.3%	5.1P	77.9%	1.6P	
テニスコート	利用率	37.7%	37.5%	△0.2P	37.1%	△0.4P	
国営明石海峡公園 神戸地区(あいな里山公園)	入園者数	47,344人	48,994人	103.5%	42,546人	86.8%	令和3年度 プログラム、イベント休止期間 4/25～5/11(17日間)
附帯事業							
駐車場の経営							
須磨浦公園	料金収入	22,042千円	26,747千円	121.3%	23,195千円	86.7%	※谷口駐車場除く
	駐車台数	37,313台	43,088台	115.5%	37,052台	86.0%	

IX. 財務状況

(単位：千円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	4→5増減	
正味財産増減計算書	当期経常増減額	39,505	△3,874	3,801	7,675	
	経常収益	2,189,123	2,109,516	2,069,107	△40,408	
	うち公益	1,565,678	1,456,683	1,440,518	△16,165	
	うち公益以外	623,444	652,833	628,590	△24,243	
	経常費用	2,149,618	2,113,390	2,065,307	△48,083	
	うち事業費(公益)	1,668,613	1,629,231	1,594,505	△34,726	
	うち事業費(公益以外)	478,188	478,171	467,961	△10,210	
	うち管理費(公益)	—	—	—	—	
	うち管理費(公益以外)	2,816	5,988	2,840	△3,148	
	評価損益等	—	—	—	—	
	当期経常外増減額	△2,569	233	△2,124	△2,357	
	経常外収益	62	335	278	△57	
	経常外費用	2,631	102	2,402	2,300	
	法人税、住民税及び事業税	138	505	1,080	574	
	当期一般正味財産増減額	23,109	△4,147	597	4,743	
	一般正味財産期首残高	494,927	518,036	513,889	△4,147	
	一般正味財産期末残高	518,036	513,889	514,486	597	
	指定正味財産	当期指定正味財産増減額	△166	1,550	△4,187	△5,737
	指定正味財産増加額	862	4,912	894	△4,018	
	指定正味財産減少額	1,028	3,362	5,081	1,719	
うち一般正味財産への振替額	1,028	3,362	5,081	1,719		
指定正味財産期首残高	155,588	155,422	156,972	1,550		
指定正味財産期末残高	155,422	156,972	152,785	△4,187		
正味財産期首残高	650,515	673,458	670,862	△2,596		
当期正味財産増減額	22,943	△2,596	△3,591	△994		
正味財産期末残高	673,458	670,862	667,271	△3,591		
貸借対照表(B/S)	資産合計	1,370,495	1,309,202	1,164,753	△144,449	
	流動資産	776,201	768,119	628,066	△140,053	
	固定資産	594,294	541,083	536,687	△4,396	
	うち建物	27,255	25,670	24,192	△1,478	
	負債合計	697,037	638,340	497,482	△140,858	
	流動負債	618,546	555,190	408,498	△146,692	
	うち短期借入金	—	—	—	—	
	固定負債	78,491	83,150	88,984	5,834	
	うち長期借入金	—	—	—	—	
	正味財産合計	673,458	670,863	667,271	△3,592	
指定正味財産	155,422	156,972	152,785	△4,187		
一般正味財産	518,036	513,890	514,486	596		

※ 端数処理により合計が一致しない場合があります。